春の清掃月間!!

5月1日～5月31日

春の清掃月間として、常に清潔で明るい生活環境を村民一人一人が認識して、協力を深め地域の環境衛生を強力に推進するために、今年も全力をあげて実施することになりました。

1、公共場所の清潔保持
2、下水、溜水、竹やぶ等の清掃
3、住宅、畜舎等の大掃除
4、越冬衛生害虫駆除、薬剤配布
5、川、海にごみをすてないこと
6、公衆衛生道徳を守ること

以上の点に留意して、明るい生活環境の岩室村にいたしましょう。

国道一一六号沿線の皆さんへお知らせ

国道一一六号の管理はいままで新潟県が管理しておりましたが、昭和四十八年四月十六日より政令の改正によりまして、建設省直轄で建設省北陸地方建設局新潟国道工事々務所が担当管理することになりましたのでお知らせいたします。

区間
三島郡寺泊町北曽根より新潟市白山浦一丁目まで

次の業務も工事々務所、出張所で取扱います。

1、道路との境界に関する業務
2、道路に面して埋立する場合及び自動車乗入道等の設置する場合の工事申請
3、道路敷を使用したい場合（工事用、足場、囲い、一時乗入れ、又は看板等）の占用許可申請
4、車輛制限令による特殊車輛運行許可に関する事務
5、その他国道に関する相談など

連絡先
新潟国道工事々務所
新潟市笹口五五三
TEL（〇二五二）四七―六一五一(代)
新潟維持出張所
西蒲原郡黒埼町善久
TEL（〇二五三七）七―二三七〇

離婚と子の保護について

―新潟家庭裁判所―

現代の子のように社会の動きの激しい時代には、未成年の子を心身ともに健やかに育てることは、両親がそろっていてもたいへんなことです。まして、父母が離婚したために、片親が子を育てなければならなくなった場合には、いろいろとむずかしい問題が生じやすいといえましょう。

このように、離婚は夫婦だけではなく、それにも増して、未成年の子にとっても望ましいこととはいえないので、家庭裁判所では、夫婦の仲にみぞが生じ調停の申立てがあったときは、できるだけ円満な関係が回復するようにつとめます。しかし、不幸にして離婚をせざるをえない場合には、離婚が子の生活に及ぼす影響を最少限度にくいとめ、子の利益を守ることに配慮します。今回は、両親が離婚することとなった場合、未成年の子の福祉を図るために家庭裁判所がどのような役割を果たしているかを子の親権者の決め方や養育費の支払を例にとって簡単に説明しましょう。

。適切な親権者を選ぶ

未成年の子の養育や財産の管理等は、親が責任をもって当たる必要がありますが、このような親の権利と責任をあわせて「親権」といいます。父母が円満な結婚生活を営んでいる間は、父母の双方が親権者として共同で子の養育等に当たりますが、結婚生活が破たんし、両親が離婚するときは子の親権者を父母のどちらか一方に決める必要があります。

親権者は、夫婦が協議離婚をするときは、話合いで決めることになります。この場合には、家庭裁判所は関与しませんが、話合いができない場合には、申立てがあれば家庭裁判所では調停や審判で親権者を決めることとなります。また、夫婦が家庭裁判所の調停により離婚するときは、原則として、離婚のときに同時に親権者についても調停で決めることとなります。

家庭裁判所は親権者を決めるにあたって、どのような立場から、どのように配慮するのでしょうか。

離婚する父母が、子どもかわいさから親権者となりたがることは親としては自然な感情であり、これに離婚に伴なう感情的な対立が加わりますので、子の親権者をめぐり深刻な争いとなることも珍らしくありません。父母のどちらが子の親権者となるかは、子の教育や監護など子の将来の生活全般を左右する重要な事柄ですから、子のしあわせを第一に考える必要があります。

家庭裁判所は、まず、父母の両方からその言い分や今までのいきさつを十分に聞き、さらに双方の性格、子に対する愛情、収入や生活環境、また子自身の状況や意志その他必要な事情を調査したうえで、子にとって父母のどちらを親権者とすることがより望ましいかを子のしあわせの観点から慎重に判断します。そしてこの判断に従って調停で父母を説得しますし、調停が成立しないときは、審判で決めることとなります。

また、離婚のときにいったん親権者が決まり、父母の一方が子の養育などに当たっているときでも、その後になって親権者が子の養育を放置してその責任を果たさなくなったり、親権者の再婚などのため家庭環境が変わり、子の世話が十分にできなくなったりすることがときにはあります。このように、後になって事情が変わり、はじめに決めた親権者が適当とはいえなくなった場合には、父母のいずれかから、家庭裁判所に親権者の変更の調停や審判を申し立てることができます。この申立てがあれば、家庭裁判所では前に述べたのと同様なしかたで手続を進めたうえ、子のしあわせを守るために必要だと認めれば調停や審判で親権者の変更を行ないます。今までに述べたように、家庭裁判所では、父母の意向は尊重しながらも、あくまでも子自身の将来を考え、客観的な立場から判断しますので、夫婦が一時的ないきがかりや、意地で決めた場合に比べ、親の都合で子の福祉に反する結果となることが避けられます。

。養育費の負担等を定める

夫婦が離婚し、父母のいずれかが子の親権者となりますと、大部分の場合は、子は親権者のもとで養育されることとなります。この場合、子の親権者とならなかった親には、その子の養育費を負担する義務がなくなるかのように考える人が多いようですが、これは誤りです。

親が子を扶養する義務は親と子という血のつながりから生れるものですから、親権者でない親も、親である以上は子の養育費を負担する義務は残ります。この場合、どちらの親がどの程度の額を負担するかは、親同士の話合いで決めるのが原則ですが、話合いがまとまらない場合は、申立てがあれば家庭裁判所が調停や審判でこれを決めます。このとき、家庭裁判所は双方の経済事情、家族の構成、子が必要とする金額などいろいろな事柄を調査したうえで、双方の事情に応じた適正な金額を算出し、調停や審判の基準とします。このようにして、経済的には若干劣っていても、その他の点で母のもとで養育するほうがよい場合には、子を母親の監護のもとにおき、養育費の一部を父に負担してもらうこともできるのです。なお、このような経済的な問題のほかにも、家庭裁判所は子の養育に関していろいろなことを扱っています。たとえば、子と別れて暮す親権者でない親から子に会いたいなどといった申出があり、親同士の間で意見が対立しているような場合には、申立てにより、その面接の是非や、具体的な方法などを子の福祉の観点から考え、調停することもあります。

。専門的機関としての家庭裁判所

以上述べたように、家庭裁判所では、父母の離婚が子の生活に暗い影を落し、その健全な成長を妨げることのないように子の利益を守る立場から努力しております。家庭裁判所には、法律の専門家である家事審判官（裁判官）や豊かな人生経験を持ち、深いどう察力を備えた調停委員、主として心理学や社会学を専攻し特別な研修を受けた家庭裁判所調査官など、いろいろな分野の専門家が数多く働いています。万一ここで説明したような離婚にともなう親子の生活に関する問題が生じましたら、早めに家庭裁判所にこられるようお勧めします。

〝慣れた火に新たな注意〟

消防署よりみなさんにおねがい

△**火事！救急は一一九番で**
△**火事はどこだ!!照会は一般電話二―三三六〇で**

火の元を確かめて農繁期は特に注意。

△各地で田植えがはじまっており農家では猫の手も借りたいほどのいそがしさで、家を留守にする機会が多くなっています。火災はちょっとした不注意から発します。留守中や深夜の火災は発見がおくれ大火になりやすく、特に深夜では焼死者の出る危険性が多くあります。寝る前や外出するときは必ず火の元を確かめてください。

△**子どもの火遊びに注意!!**

さる四月七日午後三時十五分頃大字津雲田春日神社が子どもの花火遊びから火災となり、こんご各家庭でマッチを子どもの目の届かない場所に置くようにしてください。

写真は鎮火直後の津雲田春日神社です。

交通災害共済

一日一円の安い会費であなたを守る

48パーセントが加入

新潟県交通災害共済の一斉加入申し込みは、三月三十一日で締め切られました。

ことしは、昨年の同期に比べて二百五十七名増の四千三百七十四人が加入されました。

これは、村民のみなさんが交通問題に対する強い関心と熱意を持っておられることと思います。

最近、自動車やバイク等の増加によって、交通事故もそれに正比例しております。ちょっとした気のゆるみで、いつどこで起きるかわかりません。

みんなで交通道徳を守って、岩室村から悲惨な事故をなくしましょう。

一斉申し込みのときに加入できなかった方も、できるだけ早く加入して下さい。

この制度のくわしいことや、加入する場合、見舞金請求手続等については、役場総務企画課へおたずねください。

幼児が最も危険ですので目を離さないように注意しましょう。

昭和48年度岩室村保育料徴収金基準額表

◇常設保育所◇

(1) 徴収金基準額表

階層区分	定義			徴収金基準額（月額）
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0 円
B 階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0 円
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第 1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	2,300円
		第 2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,700円
		第 3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,100円
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第 1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	3,500円
		第 2	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	3,900円
		第 3	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	4,300円
		第 4	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	4,700円
		第 5	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	5,100円
		第 6	前年分の所得税課税額が120,000円以上である世帯	5,500円

(2) 固定資産税額による附加基準表

定義	附加額
前年度分の固定資産課税額が 4,000円以上である世帯	300円
前年度分の固定資産課税額が12,000円以上である世帯	500円
前年度分の固定資産課税額が30,000円以上である世帯	700円

(3) 未満児加算徴収金

3歳未満児である場合	1,000円

(4) 減額徴収基準

同一世帯に2人以上入所児童がある場合いずれか1人につき減額	前年分の所得税非課税世帯	800円
	前年分の所得税課税世帯	500円

◇へき地保育所◇

定義	徴収金
基準額（月額）入所児童1人につき	2,200円